

I 総論

第3次学校安全の推進に関する計画（計画期間：令和4年度から令和8年度）において取り組むべき施策の基本的な方向性、目指す姿は以下のとおりとする。

＜施策の基本的な方向性＞

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点も踏まえた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

＜目指す姿＞

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロとすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

「第3次学校安全の推進に関する計画」（答申案）概要

II 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方も参考とし、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 今後想定される大規模災害など地域ごとのリスクを踏まえた危機管理マニュアルの見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、研修の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した地域との協働による学校安全の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムの充実・強化等
- SNSに係る被害、痴漢等を含む性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が自ら危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保
- 地域の災害リスク、正常性バイアスの学習を含めた実践的な防災教育の推進、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期からの安全教育の充実、幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」等を踏まえた性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

「第3次学校安全の推進に関する計画」（答申案）概要

4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）
- 学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策・水害対策、非構造部材の耐震対策の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 重大事故発生後の国への報告（学校事故対応に関する指針）に関する検討

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に関する情報の見える化、共有、活用の推進
(調査項目、調査方法の見直し等)
- 災害共済給付等データを活用した分かりやすい啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週の設定）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップ体制の充実